

取手市事業者応援一時金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための、まん延防止等重点措置（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置をいう。）、緊急事態措置（同条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置をいう。）、茨城県知事が行う営業時間の短縮要請及び不要不急の外出・移動の自粛要請等の実施により、売上が減少している市内の中小法人及び個人事業者に対し、事業の継続を支援するため、取手市事業者応援一時金（以下「一時金」という。）を予算の範囲内において支給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小法人 市内に存する事業所において事業を営む法人をいう。
- (2) 個人事業者 市内に存する事業所において事業を営む個人又は市内に住所を有し、事業を営む個人をいう。
- (3) 事業所 法人又は個人事業者が物の生産・販売、サービスの提供等、事業の必要から設けられた人的及び物的設備であって、当該法人又は個人事業者の事業に係る活動を継続的に行う場所をいう。

(支給対象者)

第3条 一時金の支給の対象となる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 次のアからウまでに掲げる給付金のいずれかを受給していること。ただし、対象となる給付金は、令和3年1月から9月までのいずれかの月を減収対象月としたものに限る。
 - ア 国が定める「緊急事態宣言等の影響緩和に係る一時支援金等給付規程」により支給される緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金（以下「国の一時支援金」という。）
 - イ 国が定める「緊急事態宣言等の影響緩和に係る一時支援金等給付規程」により支給される緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金（以下「国の月次支援金」という。）
 - ウ 茨城県が定める「茨城県営業時間短縮要請等関連事業者支援一時金支給要綱」により支給される茨城県営業時間短縮要請等関連事業者支援一時金（以下「県の支援一時金」という。）

(2) 令和3年1月から9月までのいずれかの月を減収対象月として、茨城県その他の都道府県から支給される新型コロナウイルス感染症拡大防止営業時間短縮要請協力金（以下「飲食店に対する営業時間短縮要請協力金」という。）を受給していないこと。

(3) 令和3年9月30日時点において、市内に事業所を有する中小法人若しくは個人事業者又は市内に住所を有する個人事業者であること。

(4) 申請日時点において、事業により売上を得ており、今後も継続して事業を営む意思があること。

（国又は茨城県等への確認）

第4条 市長は、必要に応じ一時金の支給を申請した者（以下「申請者」という。）について、前条第1号又は第2号の該当の有無を国又は都道府県に照会することができる。

（一時金の額及び回数）

第5条 一時金の額は、1事業者当たり20万円とする。

2 一時金の支給は、同一の申請者に対して一度に限るものとする。

（支給の申請）

第6条 一時金の支給を受けようとする者は、令和4年2月28日までに、取手市事業者応援一時金支給申請書兼請求書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 誓約書兼同意書（別紙）

(2) 事業所の所在地が確認できる公的書類の写し

(3) 国の一時支援金、国の月次支援金又は県の支援一時金のいずれかを受給したことを証する書類

(4) 振込先が分かる書類（申請者が法人の場合にあつては法人名義の預金通帳等、個人事業者の場合にあつては申請者本人名義の預金通帳等）の写し

(5) 申請者が個人事業者の場合にあつては、本人確認書類等の写し

(6) その他市長が必要と認める書類

（支給の決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、一時金の支給及び支給額を決定し、取手市事業者応援一時金支給決定通知書兼額確定通知書（様式第2号）により通知するとともに、申請者からの請求に基づき、速やかに補助金を支給するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査に当たって、必要があると認めるときは、実地調査その他の方法による現況調査を行うことができる。

3 関係書類の不備により市が申請者へ連絡・確認等に努めたにもかかわらず、申請書を提出した日から60日を経過した日又は令和4年3月15日のいずれか早い

日までに関係書類の補正等が行われなかった場合その他申請者の責に帰すべき事由により一時金を支給できないと認める場合は、当該一時金の申請は取り下げられたものとみなす。

4 市長は、第1項の規定による支給の決定に当たり、必要と認めるときは、当該決定に条件を付することができる。

5 市長は、第1項の規定による審査の結果、一時金の支給を不相当と認めるときは、理由を付して取手市事業者応援一時金不支給決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（支給決定の取消し）

第8条 市長は、前条第1項の規定による支給の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）偽りその他不正の手段により補助金の支給決定を受けたとき。

（2）前号に定めるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

（一時金の返還）

第9条 市長は、前条の規定により支給の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に一時金が支給されているときは、一時金の支給を受けた者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、一時金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

取手市長 殿

申請者 住所（本店所在地）
 企業名又は屋号
 代表者（職・氏名） 印
 電話番号

取手市事業者応援一時金支給申請書兼請求書

取手市事業者応援一時金支給要綱第6条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。また、当該申請に係る支給の決定が申請額と同額で決定されたときは、下記金額を請求します。

記

1 一時金申請（請求）額

支給を受けている 支援金の種類	<input type="checkbox"/> 1. 国の一時支援金 <input type="checkbox"/> 2. 国の月次支援金 <input type="checkbox"/> 3. 県の支援一時金
一時金支給 申請（請求）金額	<u>200,000 円</u>

2 振込先口座

金融機関名				<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 金庫 <input type="checkbox"/> 組合 <input type="checkbox"/> 農協
支店名				<input type="checkbox"/> 本店 <input type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 営業部 <input type="checkbox"/> 出張所
預金種類	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号 ※右詰めで記入	 	
フリガナ				
口座名義				

誓約書兼同意書

私は、取手市事業者応援一時金支給要綱に基づく取手市事業者応援一時金の支給を受けるに当たり、次の事項について確認し、及び誓約します。また、支給申請の審査のため、市が審査に必要な範囲に限り、要件に係るそれぞれの事実についてその保有する公簿等を確認し、又は関係機関に照会することに同意します。

■ 誓約事項

- (1) 「国の一時支援金」、「国の月次支援金」又は「県の支援一時金」を受給していること。
- (2) 「飲食店に対する営業時間短縮要請協力金」を受給していないこと。
- (3) 取手市事業者応援一時金の支給の要件のいずれにも該当し、申請日時点で事業を行っており、今後も事業を継続する予定であること。
- (4) 申請事項及び提出書類等の内容が虚偽でないこと。
- (5) 次のア又はイに該当したときは、速やかに一時金を返還すること。
 - ア 「国の一時支援金」、「国の月次支援金」又は「県の支援一時金」を返還することとなったとき。
 - イ 不正受給が判明したとき。
- (6) 一時金の支給を受けた場合は、支給額を事業収入として申告すること。

■ 同意事項

- (1) 虚偽や不正の手段により一時金を受給した場合又は「国の一時支援金」、「国の月次支援金」若しくは「県の支援一時金」を返還した場合には、一時金の返還を行うこと。
- (2) 「国の一時支援金」、「国の月次支援金」又は「県の支援一時金」の支給状況について、必要がある場合には市が国や茨城県に問い合わせること。
- (3) 市内に住所を有する個人事業者にあつては、令和3年9月30日時点で市内に住所を有することを市が管理する公簿により確認すること。
- (4) 市が必要に応じて行う現況調査に協力すること。
- (5) 関係書類の不備により市が申請者へ連絡・確認等に努めたにもかかわらず、申請書を提出した日から60日を経過した日又は令和4年3月15日のいずれか早い日までに関係書類の補正等が行われなかった場合その他申請者の責に帰すべき事由により一時金を支給できないと認める場合は、当該一時金の申請は取り下げられたものとみなすこと。

年 月 日

取手市長

殿

住所(本店所在地)
申請者 企業名又は屋号
代表者(職・氏名)

取 発第 号
年 月 日

様

取手市長

取手市事業者応援一時金支給決定通知書兼額確定通知書

年 月 日付で申請のあった取手市事業者応援一時金については、下記のとおり決定しましたので、取手市事業者応援一時金支給要綱第7条第1項の規定により通知します。

記

1 一時金支給決定額（確定額） _____ 円

2 支給の条件

- (1) 取手市事業者応援一時金支給要綱の規定又はこの支給の条件に反することとなったときは、速やかに市長に届け出ること。
- (2) 取手市事業者応援一時金支給要綱の規定又はこの支給の条件に違反したときは、この決定を取り消し、一時金を返還させることとする。
- (3) 一時金の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

様式第3号（第7条関係）

取 発第 号
年 月 日

様

取手市長

取手市事業者応援一時金不支給決定通知書

年 月 日付けで申請のあった取手市事業者応援一時金については、
審査の結果、支給しないことと決定しましたので、取手市事業者応援一時金支給要綱
第7条第5項の規定により通知します。

不支給理由